

第39号議案

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年6月6日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

芦屋市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量及び適正処理を推進することを目的に、指定ごみ袋制度を導入するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年芦屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別してごみステーション（市が排出された廃棄物を収集する場所として次条第2項の実施計画で定めた場所をいう。<u>以下同じ。</u>）に排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。</p> <p>（事業者等による一般廃棄物の処理）</p> <p>第9条 （略）</p> <p><u>（指定ごみ袋の使用）</u></p> <p><u>第9条の2 市民その他土地又は建物の占有者は、一般廃棄物のうち規則で定めるものをごみステーション又は第8条に規定する廃棄物運搬用パイプライン施設に排出するときは、市長が指定する袋に収納しなければならない。ただし、特別の理由があると市</u></p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別してごみステーション（市が排出された廃棄物を収集する場所として次条第2項の実施計画で定めた場所をいう。<u>第7条の2において同じ。</u>）に排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。</p> <p>（事業者等による一般廃棄物の処理）</p> <p>第9条 （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 指定ごみ袋の製造、販売その他必要な事項に関することは、規則で定める。</u></p> <p><u>3 市長は、第7条第1項の規定にかかわらず、第1項の規定に違反して排出された一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じない範囲内において収集しないことができる。</u></p>	

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

参 照

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量及び適正処理を推進することを目的に、指定ごみ袋制度を導入するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 指定ごみ袋制度を導入するに当たり、次の規定を新たに設ける。

(第9条の2関係)

ア 市民その他土地又は建物の占有者は、一般廃棄物のうち規則で定めるもの(※)をごみステーション又は廃棄物運搬用パイプラインに排出するときは、市長が指定する袋に収納しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

※ 規則で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

(ア) 燃やすごみ

(イ) その他燃やさないごみ(燃やさないごみのうち、紙資源、ペットボトル、缶又はビン以外のもの)

イ 指定ごみ袋の製造、販売その他必要な事項に関すること(※)は、規則で定める。

※ 規則で定める指定ごみ袋に関する主な内容は、次のとおりとする。

(ア) ごみ袋の有料化(市の手数料を上乗せすること。)はしないこと。

(イ) ごみ袋の製造、販売等をしようとする者は、別に定める申請書を提出し、市長の承認を受けなければならないこと。

ウ 市長は、アの規定に違反して排出された一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じない範囲内において収集しないことができる。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

令和5年10月1日

指定ごみ袋導入に伴う排出方法の変更

指定ごみ袋の対象は「燃やすごみ」と「その他燃やさないごみ」です

分別区分		対 象	排出方法
燃やすごみ		生ごみ類、資源にならない紙類、プラスチック類、ゴム類、革類、衣類、植木・落ち葉・雑草（多量の場合は植木剪定ごみ）等	指定ごみ袋
燃やさないごみ	資源ごみ	紙資源 段ボール 雑誌・チラシ・雑がみ等 新聞紙 紙パック	紐で縛る
		ペットボトル ペットボトルの識別表示マークがあるもの（飲料水・酒・みりん等のペットボトル）	袋 (紙袋・段ボール不可)
		缶 スチール缶類、アルミ缶類 (ジュース・お酒・缶詰・お菓子・お茶等の缶、一斗缶までの大きさの缶類)	袋 (紙袋・段ボール不可)
		ビン ジュース・お酒等の飲料品のビン ジャム・佃煮等の食料品のビン 調味料、くすり、化粧品等のビン	袋 (紙袋・段ボール不可)
	その他燃やさないごみ	小型家電類、金属類、陶磁器類、ガラス類、刃物類、乾電池、スプレー缶・卓上ボンベ類 (一番長い辺が30cm未満のもの(傘・蛍光灯は除く))	指定ごみ袋
粗大ごみ		家具、寝具、じゅうたん、自転車、ラジカセ等 (50cm以上の燃やすごみ、30cm以上の燃やさないごみ)	ごみ処理券(シール)を貼る
一時多量ごみ		引っ越し等の一時多量ごみ	戸別収集
植木剪定ごみ		植木剪定の木、枝、葉っぱ	戸別収集
持込みごみ		上記のごみ全て	中身が見える状態

※赤字は変更部分

指定ごみ袋導入スケジュール・及び周知方法（案）

実施項目	令和4年度									令和5年度						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
デザイン募集	←→															
デザイン決定				★												
指定ごみ袋仕様公開				★												
製造業者の認定				←												
指定ごみ袋の製造				←												
指定ごみ袋の販売										←						
周知啓発	←															
指定ごみ袋制度の試行開始										★						
指定ごみ袋制度の本格実施																★

周知方法

集会所での説明会	各種団体への説明	SNS（動画）	ごみハンドブック全戸配布	広報番組	広報特集ページ	パッカー車等への啓発掲載	市内掲示板	市内協力店舗でのチラシ置き	小中学校等でのチラシ配布
随時実施予定	随時実施予定	随時実施予定	令和5年3月配布予定	令和5年3月放映予定	令和5年3月号掲載予定	随時実施予定	随時実施予定	随時実施予定	随時実施予定

他
新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらイベント等を実施します。

指定ごみ袋仕様（案）

破れにくく環境対策を取った指定ごみ袋の導入をします。

項目	検討中の家庭系指定ごみ袋仕様
タイプ	芦屋市専用指定ごみ袋
対象	燃やすごみ・その他燃やさないごみ（ステーション・パイプライン両方） 今後の分別状況によっては対象を増やす場合があります。
厚さ	0.025mm 厚くて破れにくい袋を想定（参考 神戸市・西宮市 燃やすごみ用指定ごみ袋0.02mm）
価格	市場価格。有料化（市の手数料を上乗せすること）はしません。
種類	1種類（サイズは複数用意）
サイズ	45ℓ、30ℓ、小サイズ 形状はU字型 ただし45ℓは平袋と併用
環境対策	CO ₂ 排出抑制の工夫（従来のごみ袋より10%以上の脱炭素対策を取っているごみ袋）
その他	事業者のごみ、持込みごみは中身が見えることが条件となります。 デザインは公募します。